

信用保証 ガイドブック

GUIDE BOOK 2009
2009 CREDIT GUARANTEE CORPORATION OF SAGA-KEN



信用保証ご利用のためのガイドブック



CREDIT
GUARANTEE
CORPORATION
OF
SAGA PREFECTURE

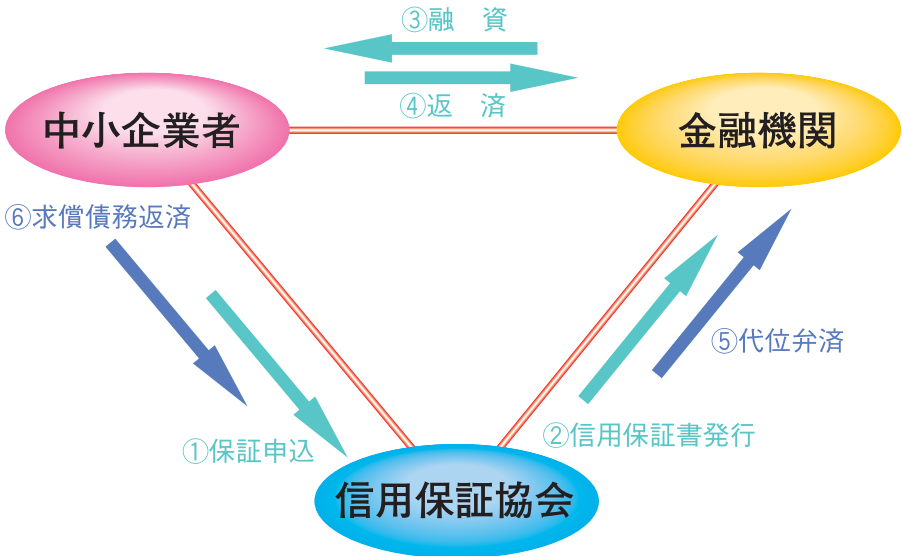
平成21年2月
佐賀県信用保証協会



- ・保証制度のしくみ…………… 1
- ・保証をご利用いただける方…………… 2～3
 - 許認可・登録等を要する業種一覧表…………… 4
- ・信用保証料について…………… 6
 - 信用保証料の計算方法…………… 8
- ・責任共有制度について…………… 9
 - 責任共有制度Q&A…………… 10
- ・保証協会団体信用生命保険制度について…………… 11
- ・保証制度一覧表
 - 協会制度…………… 13～15
 - 県制度…………… 16～19
 - 市町制度…………… 20～21
- ・信用保証委託申込書記載例…………… 24～27
- ・申込の添付書類一覧表…………… 28～29

信用保証制度のしくみ

中小企業の皆様が金融機関から事業資金の融資を受ける際、信用保証協会が公的な保証人となることにより、中小企業者の資金繰りを円滑にし、企業の育成を金融の側面から支援する制度。信用保証協会は、融資実行または契約締結時に信用保証料を受領し、融資が不履行になった場合は金融機関に対し代位弁済を行います。



信用保証制度の当事者は、基本的には中小企業者、金融機関、信用保証協会（以下、「保証協会」という。）の三者です。

- ① 中小企業者は融資申込みの際、金融機関を経由して保証協会に保証申込みをします。
（県・市町制度資金は、市町の商工会議所・商工会が受付の窓口となります。）
- ② 保証協会は、審査の結果、信用保証を適当と認めるときは、金融機関に対し信用保証書を発行します。
- ③ 金融機関は、信用保証書に基づき中小企業者に融資を行います。このとき、中小企業者には所定の信用保証料を金融機関を通じて保証協会へ納めていただきます。
- ④ 中小企業者は、融資を受けたときの条件によって、金融機関に借入金を返済します。
- ⑤ 保証協会は、何らかの事情で融資の返済が出来なくなった場合に、中小企業者に代わって借入金の残額を金融機関に代位弁済します。
- ⑥ 中小企業者及びその保証人は、保証協会に対して求償債務の返済をしていただきます。

保証をご利用いただける方

Q.所在地・業歴は？

A.営業年数は問わず、客観的に事業を営んでいることが明らかであれば保証対象とします。

- ①個人…住居又は事業所のいずれかが佐賀県内にあるもの
(住居とは、現に居住していることが必要となります。)
- ②法人…佐賀県内に本店又は事業所を有するもの
(法人の本店が、単なる登記上の所在地で事業の実態がない場合を除きます。)

※地方自治体制度など制度要綱等で定めがある場合には、その定めによることとします。

Q.資本金・従業員数は？

A.会社は次の資本金又は常時使用する従業員数のどちらか一方が該当すればご利用いただけます。

また、個人は次の常時使用する従業員数が該当すればご利用いただけます。

業 種	資本金	常時使用する従業員数
製造業等(運輸業、建設業を含む)	3 億 円 以 下	300人以下
卸 売 業	1 億 円 以 下	100人以下
小 売 業	5,000万円以下	50 人 以 下
サ ー ビ ス 業	5,000万円以下	100人以下

政令特例業種	資本金	常時使用する従業員数
ゴ ム 製 品 製 造 業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業) (並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3 億 円 以 下	900人以下
ソフトウェア業及び情報処理サービス業	3 億 円 以 下	300人以下
旅 館 業	5,000万円以下	200人以下

※生計を一つにしている家族従業員、会社の役員、全くの臨時的な従業員は、従業員数に含まれません。

※組合は、当該組合が保証対象業種を営むもの、又はその構成員の3分の2以上が保証対象業種を営んでいれば対象となります。

※医療法人、医業を主たる事業とする社会福祉法人は、常時使用する従業員数が300人以下の場合は対象となります。

※製造業等の「等」とは、卸売業、小売業、サービス業以外の業種をいいます。

※2006年5月1日より新会社法施行され、最低資本金制度が撤廃されました。

※2006年5月1日の新会社法施行に伴い根拠法の有限会社法が廃止され、設立できなくなりました。

また、新会社法施行の際に存在していた有限会社は、以後は株式会社として存続し、従来の有限会社に類似した経過措置・特則が適用されます。

Q.保証をご利用できる業種は？

- A. 中小企業信用保険法施行令で定める業種となっており、商工業のほとんどの業種でご利用いただけます。ただし、農林・漁業、金融・保険業、サービス業のうち風俗関連営業等、宗教・政治・経済・文化団体、その他中小企業信用保険法等において適用業種と認められない業種についてはご利用いただくことができません。また、許認可や届出を必要とする事業を営んでいる場合は、当該事業に係る許認可等を受けていることが必要となります。
- ※許認可業種は、「許認可業種一覧表」をご参照ください。

信用保証の内容

Q.保証限度額は？

- A. 一般保証

個人・会社 医療法人	2億8,000万円
組合	4億8,000万円

※左記金額とは別枠になる国が定める特別保証制度（経営安定関連保証制度等）もありますので、詳しくは保証協会にご相談ください。

Q.保証の期間は？

- A.

一般保証	最長10年以内。 ただし、不動産取得等資金については20年以内。 資金用途等に応じてご相談ください。
保証協会制度保証 県・市町制度融資 別枠保証	それぞれの制度の定めによります。

Q.資金用途は？

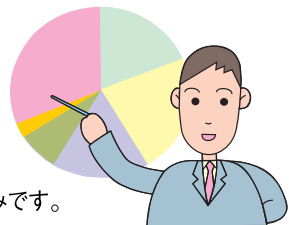
- A. 事業経営に必要な「運転資金」と「設備資金」に限られます。

Q.返済方法は？

- A. 一括または分割払いです。

Q.連帯保証人は？

- A. ①個人・・・原則として不要です。
②法人・・・原則として法人代表者（実質経営者を含む）のみです。



Q.担保は？

- A. 必要に応じて、不動産又は有価証券などを提供していただきます。

許認可業種一覧表

業 種	許 可 等	根 拠 法	有 効 期 間	
食料品製造業	知 事	許 可	食 品 衛 生 法	5年を下らない 期間
食料品販売業				
飲食店・喫茶店				
建設業	国土交通大臣または知事	許 可	建 設 業 法	5 年
一般旅客自動車運送事業	国土交通大臣	許 可	道 路 運 送 法	—
特定旅客自動車運送事業				—
一般貨物自動車運送事業	国土交通大臣	許 可	貨物自動車運送事業法	—
特定貨物自動車運送事業				—
旅館業	知事または市長	許 可	旅 館 業 法	—
古物商	公安委員会	許 可	古 物 営 業 法	—
医薬品・医薬部外品・化粧品・ 医療機器製造業・製造販売業	厚生労働大臣または知事	許 可	薬 事 法	5年又は6年
薬局	知 事			6年
医薬品・医療用具輸入販売業 医薬部外品・ 化粧品輸入販売業	厚生労働大臣または知事			5年
医薬品販売業	知事または市長			6年
一般廃棄物処理業	市 町 村 長	許 可	廃棄物の処理及び清掃に 関する法律	2年
産業廃棄物処理業	知 事			5年
特別管理産業廃棄物処理業				
有料職業紹介事業	厚生労働大臣	許 可	職 業 安 定 法	3年(更新時5年)
病院・診療所・助産所	知事または市長	許 可	医 療 法	—
宅地建物取引業	国土交通大臣または知事	免 許	宅地建物取引業法	5 年
酒類製造業	税 務 署 長	免 許	酒 税 法	—
酒母・もろみ製造業				
酒類販売業				

許認可業種一覧表

業 種	許 可 等		根 拠 法	有 効 期 間
第1種高圧ガス製造業	知 事	許可	高圧ガス保安法	—
液化石油ガス販売業	経済産業大臣または知事	登録	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	—
一般労働者派遣事業	厚生労働大臣	許可	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律	3年 (更新時5年)
家畜商	知 事	免許	家 畜 商 法	—
浄化槽清掃業	市 町 村 長	許可	浄 化 槽 法	期限を付す ことができる (概ね2年)
興行場(映画館・劇場)	知 事	許可	興 行 場 法	—
浴場業	知事または市長	許可	公 衆 浴 場 法	—
測量業	国土交通大臣	登録	測 量 法	5年
砂利採取業	知 事	登録	砂 利 採 取 法	—
採石業	知 事	登録	採 石 法	—
建築士事務所	知 事	登録	建 築 士 法	5年
電気工事業	経済産業大臣または知事	登録	電気工事業の業務の適正化に関する法律	5年
自動車分解整備業	地方運輸局長	認証	道路運送車両法	—
揮発油販売業	経済産業大臣	登録	揮発油等の品質の確保等に関する法律	—

※上記以外にも許可、登録等を必要とする場合があります。

※平成21年2月25日より「揮発油特定加工業」及び「軽油特定加工業」を行おうとする方につきましても経済産業大臣の登録が必要になります。

信用保証料

●信用保証料について

信用保証料は、中小企業者が保証協会との信用保証委託契約に基づき、保証協会の保証をご利用いただいた対価としてお支払いいただくものです。

保証料は、金融機関から融資を受けたとき、金融機関を通じて保証協会にお支払いいただきます。主な保証制度の保証料は下記のとおりです。

主な保証制度の保証料率

(単位:年率%)

保証制度	料率									定性要因 割引(※)
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
一般保証	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	①、②
がんばる企業支援資金5000・500										
手形割引根保証										
当座貸越(貸付専用型)根保証	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	①、②
事業者カードローン当座貸越根保証										
流動資産担保融資保証	0.68									①
小口零細企業保証	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50	
ダッシュ短期保証制度	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	
経営安定関連保証1～6号	0.95									
経営安定関連保証7、8号	0.80									
設備投資支援資金”アタック”保証	1.35	1.27	1.17	1.07	0.97	0.90	0.80	0.60	0.45	①、②
県制度保証	1.35	1.27	1.17	1.07	0.97	0.90	0.80	0.60	0.45	
市町制度保証	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	

※定性要因割引…信用保証料の割引制度として、「中小企業会計割引」(法人に限る)と「有担保割引」があります。

①中小企業会計割引…中小企業の会計に関する指針に準拠して計算書類を作成したことを確認できる事業者について、0.1%表示利率より引き下げます。

②有担保割引…担保の提供がある場合は、0.1%を基準とした割引を行います。

その他の制度については保証協会が発行しているディスクロージャー誌、月報等をご参照ください。

●信用保証料の返戻

繰上償還により借入金を完済した場合は、お支払いいただいた保証料を所定の範囲（計算額が1,000円を超えるもの）で返戻しています。

●延滞保証料

延滞保証料は、当初の履行期限（条件変更による場合は、変更後の最終履行期限）の翌日から完済又は代位弁済の日までの日数について、保証債務残高に対して年率3.65%を乗じて計算し、お支払いいただきます。

●保証料の分割納入

保証料は原則として一括払いですが、保証期間が2年を超え、かつ計算額が40万円を超えるものについては分割してお支払いいただけます。

分割徴収割合

保証期間 \ 徴収年度	初	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	2年超4年以下	75	25							
4年超6年以下	60	30	10							
6年超8年以下	45	35	15	5						
8年超10年以下	35	30	20	15	5					
10年超12年以下	30	20	20	15	10	5				
12年超14年以下	25	20	20	15	10	5	5			
14年超16年以下	20	20	15	15	10	10	5	5		
16年超18年以下	20	20	15	15	10	5	5	5	5	
18年超	20	20	15	15	10	5	5	5	3	2

●保証料の計算方法

一括返済の場合

$$\text{保証金額} \times \frac{\text{保証期間(月数)}}{12} \times \text{保証料率}$$

【計算例】

保証料率が1.15%で金額1,000万円を1年間借り入れた場合

$$10,000,000 \text{円} \times \frac{12}{12} \times 1.15\% = 115,000 \text{円}$$

均等分割返済

$$\text{保証金額} \times \frac{\text{保証期間(月数)}}{12} \times \text{保証料率} \times \text{分割返済回数別係数}^{\ast}$$

【計算例】

保証料率が1.15%で金額1,000万円を2年間借り入れ、毎月元金均等で返済される場合

$$10,000,000 \text{円} \times \frac{24}{12} \times 1.15\% \times 0.60\% = 138,000 \text{円}$$

●保証料の計算方法

不均等分割返済の場合

$$\text{保証金額} \times \frac{\text{保証期間(月数)}}{12} \times \text{保証料率} \times \text{分割返済回数別係数}^{\ast} \times 1.1$$

【計算例】

保証料率が1.15%で金額1,000万円を2年間借り入れ、毎月元金均等で返済される場合

$$10,000,000 \text{円} \times \frac{24}{12} \times 1.15\% \times 0.60\% \times 1.1 = 151,800 \text{円}$$

均等分割返済の場合(据置期間含む)

A 据置部分

$$\text{保証金額} \times \frac{\text{据置期間(月数)}}{12} \times \text{保証料率}$$

B 分割部分

$$\text{保証金額} \times \frac{\text{分割返済期間(月数)}}{12} \times \text{保証料率} \times \text{分割返済回数別係数} ※$$

$$A + B = \text{保証料}$$

【計算例】

保証料率が1.15%で金額1,000万円を2年間借入れ、6ヶ月間元金返済を据え置いて、残りの18ヶ月間毎月元金均等で返済される場合

$$A \quad 10,000,000 \text{円} \times \frac{6}{12} \times 1.15\% = 57,500 \text{円}$$

$$B \quad 10,000,000 \text{円} \times \frac{18}{12} \times 1.15\% \times 0.60\% = 103,500 \text{円}$$

$$A + B = 161,000 \text{円}$$

※分割返済回数別係数

分割返済回数別区分	係数
6回以下	0.70
7回以上12回以下	0.65
13回以上24回以下	0.60
25回以上	0.55

責任共有制度について

責任共有制度は、信用保証協会と金融機関が連携して中小企業の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行及びその後における経営支援や再生支援といった中小企業者に対する適切な支援を行うこと等を目的として平成19年10月から実施されています。

責任共有制度とは、信用保証協会と金融機関が信用リスクについて適切な責任を共有するものです。従来、原則100%（全額保証）であった保証付融資について、金融機関が一定のリスクを負担する仕組みに変更したもので、「部分保証方式」と「負担金方式」があり、制度導入にあたり、各金融機関にて次のいずれかの方式を選択していただいております。

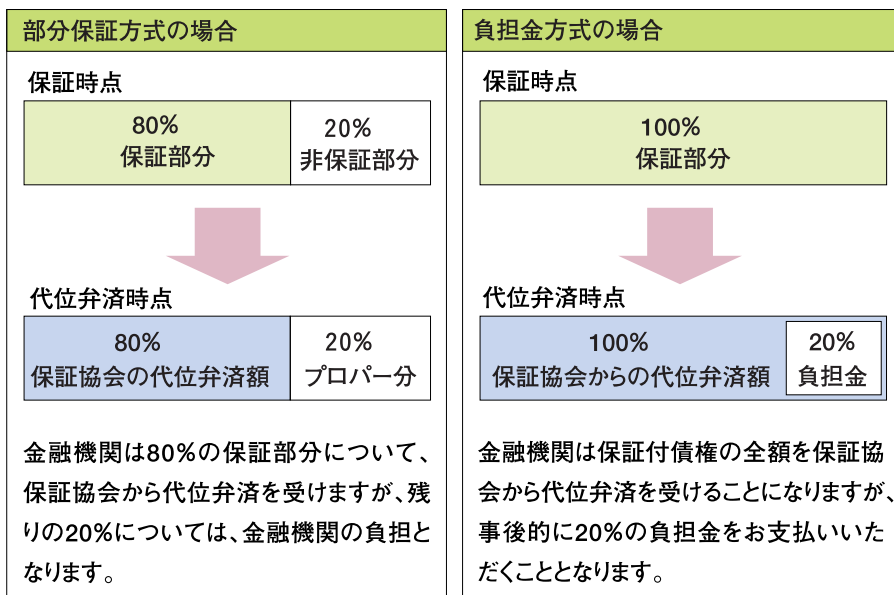
●責任共有制度の概要

- ①部分保証方式…融資金額の80%を保証協会が保証する方式
- ②負担金方式…融資金額の100%を保証協会が保証するが、金融機関の保証利用実績<代位弁済等実績率>に応じた一定の負担金をお支払いいただく方式

※上記のいずれにおいても負担割合は2割となります。

※責任共有制度導入前から実施されている部分保証制度（流動資産担保融資保証、特定社債保証等）は金融機関の方式選択にかかわらず、引き続き部分保証となります。

●責任共有制度のイメージ図



責任共有制度Q&A

Q1. 責任共有制度の開始に伴い、実務面では何がどのように変わのでしょうか。

A1. 保証申込に係る手続きにつきましては、一切変更ありません。

ただ、代位弁済については、従来、一部の保証制度を除き100%保証であったため、保証付債権残高の全額を代位弁済しておりましたが、平成19年10月1日以降に申込がなされた案件について、部分保証方式及び負担金方式のいずれかの選択方式においても20%の負担していただくこととなります。

Q2. 全ての保証制度が責任共有制度の対象になるのでしょうか。

A2. いいえ。

全ての保証制度が責任共有制度の対象となるわけではありません。一部の保証制度は責任共有制度の対象外になります。以下に掲げる保証制度が責任共有外制度として100%保証を継続しています。

- ①経営安定関連(セーフティネット)保証(1号~6号)
- ②災害関連保証
- ③創業関連保証・創業等関連保証
- ④特別小口保証
- ⑤事業再生保証(DIP保証)
- ⑥小口零細企業保証
- ⑦求償権消滅保証(部分保証を利用する場合は除く)
- ⑧破綻金融機関等関連特別保証"

Q3. 責任共有制度導入前に、既に部分保証となっている保証制度はどうなるのでしょうか。

A3. 各金融機関において、いずれの方式を選択されているかにかかわらず、引き続き部分保証となります。具体的には以下に掲げる保証制度です。

- ①中小企業特定社債保証
- ②流動資産担保融資保証(ABL保証)
- ③特定信用状関連保証(LC保証)

保証協会団体信用生命保険制度について

平成19年4月1日から、保証協会団体信用生命保険制度（以下、「保証協会団信」という。）の取り扱いを開始しました。

●制度の目的

信用保証協会の保証付融資を受けられた個人事業主または法人代表者の方が、その債務を全額返済されないうちに死亡もしくは所定の高度障害といった不測の事態に陥られた場合に、当該保険金をもとに金融機関に対する債務を弁済することによって、事業の維持安定とともに、ご家族の安心を図ることを目的とした制度であり、『信用保証協会のプラスワンサービス』として実施するものです。"

●加入資格

1.被保険者

加入申込日（告知日）現在満20歳以上満66歳未満で、次に該当する方。

- ・個人事業主の場合は本人
 - ・法人の場合は代表者で保証付融資の連帯保証人
（被保険者の方が満70歳になると自動脱退となります。）
- ※法人のうち、組合、医療法人などは本制度の対象にはなりません。

2.加入対象融資

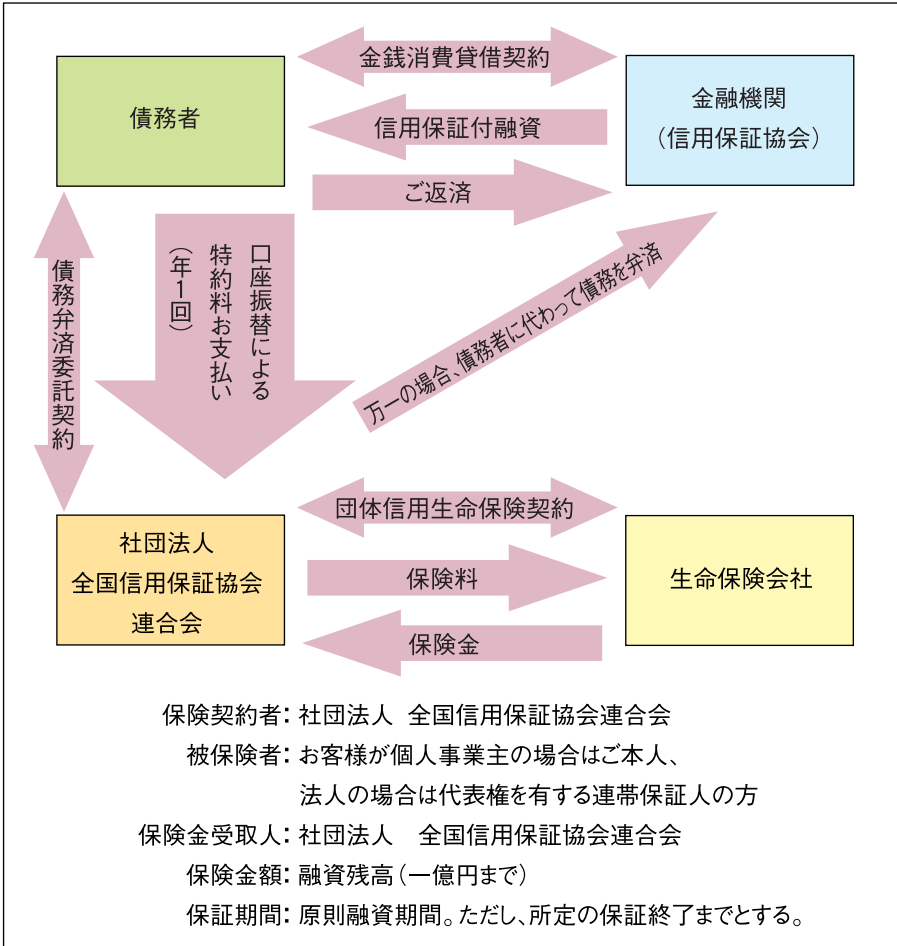
- ・融資金額 100万円以上1億円以下
- ・貸付形式 証書貸付
- ・融資期間 1年以上の分割返済

※売掛債権担保融資保証、特定社債保証、当座貸越根保証、カードローン根保証、手形割引根保証、手形貸付根保証は対象とはなりません。

●保証協会団信は任意の保険制度ですので、
「保証協会団信」の加入の有無と、保証の諾否・
金額査定とはまったく関係ありません。



●保証協会団信のしくみ



保証協会団体信用生命保険制度Q&A

Q.特約料とは?

- A.一般の生命保険の保険料に該当する掛金の事です。
保証協会団信制度は一般の生命保険より特約料が安くなっています。

Q.保険金請求の必要書類は?

- A.死亡の場合は「死亡の事実の記載のある住民票」及び「死亡証明書」、高度障害の場合は「住民票」および「障害診断書」が必要です。

協会制度

ご利用の多い保証制度を中心にご案内しております。このほかにも多数の保証制度をご用意しておりますので保証協会窓口までお問い合わせください。

また、各保証制度には別途取扱いの諸要件を定めたものがありますので、保証協会窓口までご相談ください。

制 度 名	資金使途	保証限度額(千円)	保証期間	保証料率 (年率%)	定性要因 割引(注)	担保又は保証人の 保証の徴求
普通保証	運転・設備	個人 200,000 組合 400,000	10年以内 不動産及び新 造船の取得資 金20年以内	1.90%～ 0.45%	(1)、(2)	担 保 必要に応じ 徴求 保証人 原則法人 代表者のみ 徴求
無担保保証	運転・設備	80,000	10年以内	1.90%～ 0.45%	(2)	担 保 不要 保証人 原則法人 代表者のみ 徴求
中小企業特定社債保証	事業・資金	450,000	7年以内	1.90%～ 0.45%	(1)、(2)	担 保 保証金額 200,000千円 超のみ徴求 保証人 共同保証人 のみ徴求
根 保 証	運転	個人 280,000 組合 480,000	1年以内	手形割引 1.62%～ 0.39% 手形貸付 1.90%～ 0.45%	(1)、(2)	担 保 必要に応じ 徴求 保証人 原則法人 代表者のみ 徴求
特別小口保証	運転・設備	12,500	運転 5年以内 設備 10年以内	0.95%	(2)	担 保 不要 保証人 不要
開業資金融資保証	運転・設備	5,000 必要額の2/3以内	5年以内	1.90%～ 0.45%	(1)	担 保 必要に応じ 徴求 保証人 原則法人 代表者のみ 徴求
経営安定関連保証	運転・設備	個人・法人 280,000 中小企業信用保険法 第2条第4項第6号関係 380,000 組合 480,000 ただし、無担保無保 証人の場合は 12,500	10年以内	責任共有 0.80% 責任共有外 0.95%*	(2)	担 保 必要に応じ 徴求 但し、無担保 無保証人の場 合は不要 保証人 原則法人 代表者のみ 徴求
原材料価格高騰対応等 緊急保証(注3)	運転・設備	個人・法人 280,000 組合 480,000 ただし無担保・ 無保証人の場合は 12,500	10年以内	0.80%	(2)	担 保 必要に応じ 徴求 但し、無担保 無保証人の場 合は不要 保証人 原則法人 代表者のみ 徴求

制 度 名	資金使途	保証限度額(千円)	保証期間	保証料率 (年率%)	定性要因 割引(注)	担保又は保証人の 保証の徴求
長期経営資金保証	運転・設備	20,000以上 ～200,000以内	3年以上 15年以内	1.90%～ 0.45%	(1)、(2)	担 保 必要に応じ 徴求 保証人 原則法人 代表者のみ 徴求
当座貸越根保証	事業資金	1,000以上 ～280,000以内	1年間 もしくは 2年間	1.62%～ 0.39%	(1)、(2)	担 保 保証金額 50,000千円超 のみ徴求 保証人 原則法人 代表者のみ 徴求
事業者カードローン 当座貸越根保証	事業資金	1,000以上 ～20,000以内	1年間 もしくは 2年間	1.62%～ 0.39%	(1)、(2)	担 保 原則不要 保証人 原則法人 代表者のみ 徴求
新事業開拓保証	運転・設備	個人 200,000 組合 400,000	運転 10年以内 設備 15年以内	1.10%	(1)、(2)	担 保 必要に応じ 徴求 保証人 原則法人 代表者のみ 徴求
創業関連保証	運転・設備	10,000	10年以内	0.95%	(2)	担 保 不要 保証人 原則法人 代表者のみ 徴求
創業等関連保証	運転・設備	15,000	10年以内	0.95%	(2)	担 保 不要 保証人 原則法人 代表者のみ 徴求
流動資産担保融資保証	事業資金	200,000	1年 但し、個別保証 は1年以内	0.68%	(2)	担 保 申込人の有する流動資 産のみを譲渡担保とし て徴求 但し、個別保証の場合 は、売掛債権のみを譲 渡担保として徴求 (金融機関と協会の準 共有とする。) 保証人 法人代表者 のみ徴求
事業再生保証	運転・設備	200,000	10年以内	2.20%	(1)、(2)	担 保 必要に応じ 徴求 保証人 原則法人 代表者のみ 徴求
事業再生円滑化関連 保証	事業資金	個人・法人 280,000 組合 480,000	3年以内	1.76%	—	担 保 必要に応じ 徴求 保証人 原則法人 代表者のみ 徴求

制 度 名	資金使途	保証限度額(千円)	保証期間	保証利率 (年率%)	定性要因 割引(注)	担保又は保証人の 保証の徴求
資金繰り円滑化借換保証	保証付き既往 借入金の返済 を含む事業資金	個人・法人 280,000 中小企業信用保険法 第2条第4項第6号関係 380,000 組合 480,000	原則として 10年以内	1.90%～ 0.45% 経営安定関 連保証 責任共有 0.8% 責任共有外 0.95%*	(1)、(2)	原則として、本制度の 利用により返済する特 別保証に係る既往借入 金の保証条件に比べて 中小企業者に不利にな らないもの
特定信用状関連保証	特定信用状に 基づく償還債務	200,000	1年以内	1.90%～ 0.45%	(1)、(2)	担 保 必要に応じ 徴求 保証人 原則法人 代表者のみ 徴求
設備投資支援資金 アタック保証	運転・設備 但し、設備投資 に伴う増加運転 資金に限る	20,000以上 ～100,000以内	15年以内	1.35%～ 0.45%	(1)、(2)	担 保 原則徴求 保証人 原則法人 代表者のみ 徴求
がんばる企業支援資金 5000保証	運 転	50,000	5年以内	1.90%～ 0.45%	(2)	担 保 不要 保証人 原則法人 代表者のみ 徴求
がんばる企業支援資金 500保証	運 転	5,000	5年以内	1.90%～ 0.45%	—	担 保 不要 保証人 原則不要
ダッシュ短期保証	運 転	20,000	1年以内	1.90%～ 0.45%	(2)	担 保 不要 保証人 原則法人 代表者のみ 徴求
小口零細企業保証	事業資金	12,500 ただし予約保証を利用 する場合は5,000	運転 5年以内 設備 10年以内	2.20%～0.50% ただし予約 保証を利用 する場合は 2.20%～0.7%	(1)、(2)	担 保 不要 保証人 原則法人 代表者のみ 徴求
再挑戦支援保証	運転・設備	10,000	10年以内	0.95%	(2)	担 保 不要 保証人 原則法人 代表者のみ 徴求
農商工等連携事業関連 保証	農商工等連携事 業の実施のため の運転、設備	個人・法人880,000 組合 1,280,000 ただし、無担保無保証 人の場合は12,500	運転 5年以内 設備 7年以内 (流動資産担保 証を利用する場 合は1年以内)	0.95% ただし、新事 業開拓保証 は1.30%、流 動資産担保 保証は 0.85%	(1) ただし、新 事業開拓 保証は (1)、(2)	担 保 保証金額 80,000千円超のみ徴求。 ただし、流動資産担保 保証を利用する場合は、 流動資産のみを担保と して徴求 保証人 原則法人代表 者のみ徴求
経営承継関連保証	事業承継に かかる資金	280,000 特別小口保険は、 12,500	運転 10年以内 設備 15年以内	1.90%～ 0.45%	(1)、(2)	担 保 必要に応じ徴求 保証人 原則法人代表 者のみ徴求
予 約 保 証 制 度	事業資金 ただし、旧償決 済資金は除く	20,000	5年以内	1.90%～ 0.60%	-	担 保 必要に応じ徴求 保証人 原則法人代表 者のみ徴求
一括支払契約保証	事業資金	1,000,000	1年以内	2.20%～ 0.50%	-	担 保 必要に応じ徴求 保証人 個人保証人は 徴求しない

注(1)担保の提供がある事業者については、0.1%を割引いた利率を適用する。

(2)財務諸表について「中小企業の会計に関する指針」の適用状況を確認できる中小企業者については、0.1%を割引いた利率を適用する

(3)原材料価格高騰対応等緊急保証は、平成22年3月31日までの取扱いとなっております

県 制 度

資金名		対 象	保証限度額 (万円)	貸付期間 (据置期間)	貸付利率 (保証料率)	定性要因割引 (注)	担保又は保証人の 保証の徴求
県 中 小 企 業 円 滑 化 資 金 保 証	中小企業振興 貸 付	事業資金(小規模企 業者が運転資金を借 入れる場合は、設備設 置に伴う増加運転資金)	設備4,000(運 転と合わせて) 運転2,000	設備10年(1年) 運転 5年(6月)	年2.8% (年1.35% 以内)	(1)、(2)	担 保 必要に応じ 徴求 保証人 原則法人 代表者のみ 徴求
	短期運転貸付	季節的な運転資金そ 他の短期運転資金	500 (組合1,000)	1年(6月)	年2.0% (年1.35% 以内)	(1)、(2)	担 保 原則不要 保証人 原則法人 代表者のみ 徴求
	一 般 資 金	小規模企業者の事業 資金	1,600	設備10年(1年) 運転 5年(6月)	年2.4% (年1.35% 以内)	(1)、(2)	担 保 原則不要 保証人 原則法人 代表者のみ 徴求
	小 口 事 業 資 金	小規模企業者の事業 資金	1,250 <既存残高と の合算後>	設備10年(1年) 運転 5年(6月)	年2.2% (年1.35% 以内)	(1)、(2)	担 保 原則不要 保証人 原則法人 代表者のみ 徴求
	特 別 小 口 資 金	小規模企業者(過去1 年間において税を完納し かつ、県制度融資の貸 付けを受けている者を 除く)の事業資金(商 工会議所等の指導に 基づくもの)	1,250	設備10年(1年) 運転 5年(6月)	年2.0% (年0.71% 以内)	(1)	担 保 不要 保証人 不要
県 中 小 企 業 特 別 支 援 資 金 保 証	創 業 支 援 資 金	開業しようとする事業と 同一の業種に1年以上 従事していた者、事業 に必要な資格を有する 者または事業に密接に 関連する技能を職業訓 練等で習得した者で、 開業しようとする者ま たは事業開始後6月に 満たない者、事業譲渡等 により事業を継承する 者の事業資金	設備1,200(運 転と合わせて) 運転600 <必要額の4/5 以内>	設備10年(2年) 運転 7年(1年)	年1.8% (年1.12% 以内)	(1)、(2)	担 保 必要に応じ 徴求 保証人 原則法人 代表者のみ 徴求

資金名		対 象	保証限度額 (万円)	貸付期間 (据置期間)	貸付利率 (保証料率)	定性要因別 (注)	担保又は保証人の 保証の徴求
中 小 企 業 特 別 対 策 支 援 金 保 証	創業 支 援 貸 付	創業資金 事業を営んでいない個人(事業譲渡等により事業を継承する者を含む。)で、1月以内に新たに事業を開始・2月以内に新たに会社を設立し事業を開始する具体的計画を有するもの、または、事業開始後1年を経過していない個人若しくは会社の事業資金	運輸 設備 設備3,000(運 転と合わせて) 運輸1,200 <自己資金の 範囲内>	設備 7年(1年) 運輸 5年(1年)	年1.8% (年1.12% 以内)	(1)、(2)	担 保 必要に応じ 徴求 保証人 原則法人 代表者のみ 徴求
	企 業 特 別 対 策 支 援 金 保 証	経営革新 資金 経営革新計画(中小企業新事業活動促進法)を実施する者の事業資金	運輸 設備 設備5,000(運 転と合わせて) 運輸2,000 注(3)	設備10年(2年) 運輸 7年(1年)		(1)、(2)	担 保 必要に応じ 徴求 保証人 原則法人 代表者のみ 徴求
	新 事業 展 開 資 金	資格・アイデア・ノウハウを生かした新事業進出、経済環境の変化または親事業者の事業活動の変化に伴う事業転換・新分野進出、新製品・新技術の企業化、1年以上県内において同一事業を営む会社で、その事業を継続して実施しつつ新たに県内で異業種に進出し事業開始後1年未満である者、事業譲渡等により事業の承継を行う者の事業資金	運輸 設備 設備5,000(運 転と合わせて) 運輸2,000	設備10年(2年) 運輸 7年(1年) 注(4)	年1.8% (年1.35% 以内)	(1)、(2)	担 保 必要に応じ 徴求 保証人 原則法人 代表者のみ 徴求
	大 企 業 対 策 支 援 金	大型店舗・大企業の進出・撤退により事業活動に影響を受ける者が一定期間内に必要とする事業資金	運輸 設備			(1)、(2)	担 保 必要に応じ 徴求 保証人 原則法人 代表者のみ 徴求

資金名			対象	保証限度額 (万円)	貸付期間 (据置期間)	貸付利率 (保証料率)	定性要因割引 (注)	担保又は保証人の 保証の徴求
県 中 小 企 業 特 別 対 策 資 金 保 証	経 営 基 盤 新 強 化 資 金 付 金	地場産業 等 対 策	振興計画(伝統的工 芸品産業の振興に関 する法律)を実施する 者または地場産業に属 する者のうち経営の合 理化・近代化を行う者 の事業資金	運 転 設 備	設備5,000(運 転と合わせて) 運転2,000	設備10年(2年) 運転 7年(1年) 注(4)	年1.8% (年1.35% 以内)	(1)、(2) 担 保 必要に応じ 徴求 保証人 原則法人 代表者のみ 徴求
		観 光 リゾ ー ト 対 策	県内の観光産業の振 興またはリゾートゾーンの 開発に寄与する事業を 営む者が施設等の整備 を行うための設備資金	設 備	設備10,000			(1)、(2) 担 保 必要に応じ 徴求 保証人 原則法人 代表者のみ 徴求
		貿易振興 国 際 化 対 策	貿易または国際化の振 興に寄与するものとし て佐賀県貿易協会の 推薦を受けた貿易関連 事業またはISO9000・1 4000シリーズの認証を 受けようとする者の事 業資金	運 転 設 備	設備5,000(運 転と合わせて) 運転2,000	設備10年(2年) 運転 7年(1年) 注(4)	年1.8% (年1.35% 以内)	(1)、(2) 担 保 必要に応じ 徴求 保証人 原則法人 代表者のみ 徴求
		環 境・省 エ ネ ル ギ ー 対 策	公害防止施設・環境保 全施設の設置・改善、 再生資源の有効利用 のための施設の設置・ 改善、自ら行う産業廃 棄物の処理・産業廃棄 物処理業、環境への負 荷の低減その他環境 の保全または省エネル ギー効果のある設備の 設置・改善を行う者の 事業資金	運 転 設 備	設備5,000(運 転と合わせて) 運転2,000	設備10年(2年) 運転 7年(1年) 注(4)	年1.8% (年1.35% 以内)	(1)、(2) 担 保 必要に応じ 徴求 保証人 原則法人 代表者のみ 徴求
		高 度 情 報 対 策	情報処理機器等の整備、 ネットワークの構築等 の高度情報化を進める者 の事業資金	運 転 設 備				(1)、(2) 担 保 必要に応じ 徴求 保証人 原則法人 代表者のみ 徴求

資金名			対 象	保証限度額 (万円)	貸付期間 (据置期間)	貸付利率 (保証料率)	定性要因引 (注)	担保又は保証人の 保証の徴求
県 中 小 企 業 援 特 別 対 策 資 金 保 証 化	経営 基 盤 強 化 資 金	組合等 共同 事業対策	商店街振興または組合 等による共同事業を行 おうとする者の事業資 金(場合により佐賀県 農林水産商工本部商 工課または佐賀県中小 企業団体中央会等の 行う企業診断を受ける 必要がある)	設備 20,000(運転と 合わせて) 運転4,000	設備10年(2年) 運転 7年(1年) 注(4)	年1.8% (年1.35% 以内)	(1)、(2)	担 保 必要に応じ 徴求 保証人 原則法人 代表者のみ 徴求
		企業立地等 資金	雇用の増大を伴う工場 等移転・拡張、低開発 地域工業開発地区等 への企業立地、佐賀空 港利活用のための事 業資金	設備10,000 (運転と合わせ て)運転2,000	設備10年(2年) 運転 7年(1年) 注(4)	年1.8% (年1.35% 以内)	(1)、(2)	担 保 必要に応じ 徴求 保証人 原則法人 代表者のみ 徴求
	貸 付	雇用促進 資金	高齢者、障害者また は女性従業員の雇用 促進のため、作業を容 易にするための作業施設、 作業設備等の改善を 図ろうとする者の事業 資金	設備5,000(運 転と合わせて) 運転2,000	設備10年(2年) 運転 7年(1年) 注(4)	年1.8% (年1.35% 以内)	(1)、(2)	担 保 必要に応じ 徴求 保証人 原則法人 代表者のみ 徴求
		経営改善 資金	不時の災難または急激 な経済環境の変化によ り資金繰りが著しく困 難または売上げの減少 等により資本構成が著 しく不均衡な者の長期 運転資金(商工会議所 等の指導に基づくもの)	運転 5,000	10年(2年)	年1.8% (年1.35% 以内)	(1)、(2)	担 保 必要に応じ 徴求 保証人 原則法人 代表者のみ 徴求
	貸 付	原材料価格 高騰対応等 緊急対策 注(5)	中小企業信用保険法 第2条第4項第5号の 規定に基づく市町長の 認定を受け、経営の安 定に支障をきたしている 者の運転資金	運転 5,000	10年(1年)	年1.8% (年1.35% 以内)	(2)	担 保 必要に応じ 徴求 保証人 原則法人 代表者のみ 徴求

資金名		対 象	保証限度額 (万円)	貸付期間 (据置期間)	貸付利率 (保証料率)	定性要因割引 (注)	担保又は保証人の 保証の徴求
県 中 小 企 業 営 特 別 定 対 化 策 貸 付 金 保 証	円滑化借換 資 金	中小企業信用保険法 第2条第4項の規定に 基づく市町長の認定を 受け、経営の安定に支 障をきたしている者の 長期運転資金<既存 債権の借換資金(中小 企業金融安定化特別 保証制度に係る貸付け を除く)を含む>	5,000	10年(2年)	年1.8% (年0.71% 以内)	(1)、(2)	担 保 必要に応じ 徴求 保証人 原則法人 代表者のみ 徴求
	事業再生 資 金	中小企業再生支援協 議会による再生計画の 策定支援を受けているか 策定した再生計画に基 づき中小企業再生支 援協議会の支援の下 で事業を実施している 者の事業資金(中小企 業再生支援協議会が 必要と認めたもの)	5,000	10年(2年) 注(4)	年1.8% (年1.35% 以内)	(1)、(2)	担 保 必要に応じ 徴求 但し、原則 融資対象物 件 保証人 原則法人 代表者のみ 徴求
	災害復旧 資 金	特定の地域において、 天災またはこれに準ず る災害で被害を受け、 経営の安定に著しい影 響を受け、災害復旧を 行おうとする者(被害を 受けたことについて市 町長等の証明を受けた もの)の事業資金	3,000 <被害金額の 範囲内>	10年(1年)	利率はこの 資金の発 動する際に 決定	(1)、(2)	担 保 必要に応じ 徴求 保証人 原則法人 代表者のみ 徴求

- 注(1) 担保の提供がある事業者については、0.1%を割引いた料率を適用する。
(2) 財務諸表について「中小企業の会計に関する指針」の適用状況を確認できる
中小企業者については、0.1%を割引いた料率を適用する。
(3) 組合等にあつては、設備2億円(運転と合わせて)、運転4,000万円
(4) 不動産の取得を主な内容とするものについては15年(据置2年)
(5) 原材料価格高騰対応等緊急対策は平成22年3月31日までの取り扱いとなっております。



市 町 制 度

制度名	保証限度額	期 間	保証料率	定性要因割引 (注)	取引金融機関
佐賀市中小企業小口資 金 融 資 金 保 証	運転 1,000万円 設備 1,000万円 (合算1,000万円)	7年以内 (据置6ヶ月以内) 10年以内 (据置6ヶ月以内)	0.45%~1.90% (市負担)	(1)(2)	佐賀銀行、佐賀共栄銀行、 佐賀信用金庫、佐賀東 信用組合、佐賀商銀信 用組合、商工組合中央 金庫、みずほ銀行、福岡 銀行、西日本シティ銀行、 親和銀行、長崎銀行
佐賀市公害防止施設整 備 資 金 保 証	500万円	7年以内 (据置6ヶ月以内)			
唐津市中小企業小規模 事 業 資 金 保 証	運転 1,000万円 設備 1,000万円 (合算1,000万円)	7年以内 (据置1年以内)	0.45%~1.90% (市負担)	(1)(2)	佐賀銀行、佐賀共栄銀行、 唐津信用金庫、福岡銀行、 西日本シティ銀行、親和 銀行、長崎銀行
唐津市原油等価格高騰 緊急対策事業資金保証 注(3)	運転 500万円	7年以内 (据置1年以内)	0.8% (市負担)	(2)	
鳥 栖 市 中 小 企 業 小 口 資 金 保 証	運転 1,000万円 設備 1,000万円 (合算1,000万円)	5年以内 10年以内 運転・設備併用 は原則7年以内 設備が1/2以上 は10年以内 (据置6ヶ月以内)	0.45%~1.90% (市負担)	(1)(2)	佐賀銀行、佐賀共栄銀行、 佐賀信用金庫、佐賀東 信用組合、福岡銀行、西 日本シティ銀行、筑邦銀 行
多 久 市 中 小 企 業 融 資 金 保 証	運転 500万円 設備 600万円 (合算700万円)	5年以内 7年以内 (据置6ヶ月以内)	0.45%~1.90% (市負担)	(1)(2)	佐賀銀行、佐賀共栄銀行、 佐賀東信用組合
伊 万 里 市 中 小 企 業 振 興 資 金 保 証	運転 800万円 設備 1,000万円 (合算1,000万円)	7年以内 (据置6ヶ月以内)	0.45%~1.90% (市負担)	(1)(2)	佐賀銀行、佐賀共栄銀行、 伊万里信用金庫、佐賀 西信用組合、商工組合 中央金庫、西日本シティ 銀行、親和銀行
伊 万 里 市 公 共 事 業 関 連 中 小 企 業 融 資 金 保 証	運転300万円 設備300万円	運転3年以内 (据置6ヶ月以内) 設備5年以内 (据置6ヶ月以内)			
武 雄 市 中 小 企 業 融 資 金 保 証	運転 500万円 設備 1,000万円 (合算1,000万円)	5年以内 7年以内 (据置6ヶ月以内)	0.45%~1.90% (市負担)	(1)(2)	佐賀銀行、佐賀共栄銀行、 杵島信用金庫、佐賀西 信用組合、商工組合中 央金庫、親和銀行
鹿 島 市 中 小 企 業 融 資 金 保 証	運転 500万円 設備 700万円 (合算700万円)	5年以内 7年以内 (据置4ヶ月以内)	0.45%~1.90% (市負担)	(1)(2)	佐賀銀行、佐賀共栄銀行、 杵島信用金庫、佐賀西 信用組合、商工組合中 央金庫、親和銀行
小 城 市 中 小 企 業 小 口 資 金 保 証	500万円 700万円 (合算700万円)	運転 5年以内 設備 7年以内 (据置4ヶ月以内)	0.45%~1.90% (市負担)	(1)(2)	佐賀銀行、佐賀共栄銀行、 佐賀東信用組合
嬉 野 市 中 小 企 業 融 資 金 保 証	運転 500万円 設備 700万円 (合算700万円)	5年以内 7年以内 (据置4ヶ月以内)	0.45%~1.90% (市負担)	(1)(2)	佐賀銀行、佐賀共栄銀行、 杵島信用金庫、佐賀西 信用組合、親和銀行

注(1) 担保の提供がある事業者については、0.1%を割引いた料率を適用する。

(2) 財務諸表について「中小企業の会計に関する指針」の適用状況を確認できる中小企業者については、0.1%を割引いた料率を適用する

(3) 唐津市原油等価格高騰緊急対策事業資金は平成22年3月31日までの取り扱いとなっております。

制度名	保証限度額	期 間	保証料率	定性要因割引 (注)	取引金融機関
神 埼 市 中 小 企 業 融 資 金 保 証	運転 500万円 設備 700万円 (合算700万円)	7年以内 10年以内 (据置4ヶ月以内) 運転設備併用 は、設備が1/2 以上は10年以内	0.45%~1.90% (市負担)	(1)(2)	佐賀銀行、佐賀共栄銀行、 佐賀信用金庫、佐賀東 信用組合
吉 野 ヶ 里 町 中 小 企 業 融 資 金 保 証	運転 500万円 設備 700万円 (合算700万円)	5年以内 (据置4ヶ月以内) 7年以内 (据置6ヶ月以内) 運転設備併用は 設備1/2以上 は7年以内	0.45%~1.90% (町負担)	(1)(2)	佐賀銀行、佐賀共栄銀 行
基 山 町 中 小 企 業 小 口 資 金 保 証	運転 600万円 設備 600万円 (合算600万円)	運転 5年以内 設備 7年以内 (据置6ヶ月以内)	0.45%~1.90% (町負担)	(1)(2)	佐賀銀行、佐賀共栄銀行、 福岡銀行
玄 海 町 元 氣 1・2・3 産 業 振 興 資 金 保 証	運転 300万円 設備 500万円 (合算500万円)	5年以内 7年以内(特認10年以内) (据置1年以内) 運転設備併用は 設備1/2以上 は7年以内	0.45%~1.90% (町負担)	(1)(2)	佐賀銀行
有 田 町 中 小 企 業 振 興 資 金 保 証	運転 500万円 設備 700万円 (特認1,000万円) (合算700万円) (特認1,000万円)	500万円以下5年以内 500万円超7年以内 特認10年以内 (据置6ヶ月以内)	0.45%~1.90% (町負担)	(1)(2)	佐賀銀行、佐賀共栄銀行、 伊万里信用金庫、佐賀 西信用組合、長崎銀行
大 町 町 中 小 企 業 融 資 金 保 証	運転 500万円 設備 800万円 (合算800万円)	5年以内 (据置4ヶ月以内) 8年以内 (据置6ヶ月以内) 運転・設備併用は 設備が1/2以上 は8年以内	0.45%~1.90% (町負担)	(1)(2)	佐賀銀行、杵島信用金庫、 佐賀西信用組合
江 北 町 中 小 企 業 融 資 金 保 証	運転 500万円 設備 700万円 合算 700万円	5年以内 7年以内	0.45%~1.90% (町負担)	(1)(2)	佐賀銀行、佐賀共栄銀 行
白 石 町 中 小 企 業 小 口 資 金 保 証	運転 500万円 設備 700万円 (合算700万円)	運転 5年以内 設備 7年以内 運転・設備併用は 設備1/2以上 は7年以内 (据置4ヶ月以内)	0.45%~1.90% (町負担)	(1)(2)	佐賀銀行、佐賀共栄銀行、 杵島信用金庫、佐賀西 信用組合
太 良 町 中 小 企 業 資 金 保 証	運転 500万円 設備 700万円	5年以内 7年以内	0.45%~1.90% (町負担)	(1)(2)	佐賀銀行、佐賀西信用 組合

申込書類記載例

記入上の留意点については、「信用保証協会申込等関係様式 記入の手引き」をご参照ください。

信用保証委託申込書

平成 21年 2月 1日
西暦
(どちらかに○をしてください)

佐賀県信用保証協会 行

次のとおり借入したいので、信用保証をお願いします。

当申込書は必ず本人が自署のうえ、実印を押印願います。

フリガナ	サガショウテン	〒840-8689	TEL (0952) 24-4341
法人名	株式会社佐賀商店	本社または住所	フリガナ サガシ マツバラ
フリガナ	サガ タロウ		佐賀市松原一丁目2番35号
氏名または代表者名	佐賀 太郎 (高橋彦彦)	①男 ②女	〒847-0082 TEL (0955) 72-5141
フリガナ		営業所または工場等	フリガナ カラツシ ダイミョウコウジ
商号 (個人の方のみ記入)			唐津市大名小路1番54号
組織	1 個人 ② 株式 3 有限 4 合名 5 合資 6 合同 7 士業法人 8 組合 9 医療法人 10 その他法人		
資本金	30,000,000 円	従業員	常用(役員・家族除く) 60 名 常用(役員・家族) 5 名 臨時(パート含む) 7 名
後継者	1 無 ② 有	生年月日	西暦 明大 平 61年 4月 1日
業種	(主たる業種) 医薬品卸売業 (従たる業種) 不動産賃貸業	取扱品目 (%で表示)	処方用医薬品 70 % 一般大衆薬 15 %
会計処理	① 中小企業会計に準拠 ② 非準拠	(個人事業主の方) 貸借対照表作成の有無	1 無 ② 有
許認可等	1 不要 ② 有 (当該事業に係る許認可等を取得し、適法に事業を営んでいることを宣誓いたします)		

金融機関	若楠銀行 (佐賀 本・支店)	期間は 84 日	返済方法	① 一括 ② 分割	
借入金額 (極度額)	5000000 円	資金用途	1 運転資金 40,000 千円 2 設備資金 10,000 千円	保証料納望	① 無 ② 有
調達方法	本件 50,000 千円 他借入 10,000 千円 自己資金 0 千円 その他 0 千円 合計 60,000 千円	必要理由	※ 本件借入に伴う資金は今回申込に係る事業以外の目的で使用いたしません 営業車5台の買い替え資金及び商品仕入等運転資金 営業車5台 計10百万円 商品仕入、人件費支払い等運転資金50百万円 (他借入は、若楠銀行プロパー)		

業況等	18/4 100,000 千円	18/8 97,000 千円	18/12 130,000 千円	申請時、入金高 (預金)	千円
	18/5 100,000 千円	18/9 77,000 千円	19/1 99,000 千円	申請借残 (借入金)	千円
	18/6 98,000 千円	18/10 120,000 千円	19/2 88,000 千円	※ 非事業性の借入金は除きます	
	18/7 110,000 千円	18/11 100,000 千円	19/3 120,000 千円	納税状況	① 滞納なし ② 滞納あり

※ 別添資料がある場合には記入不要です。なお、申込時預金・借入金残高欄は個人事業主の方で貸借対照表を未作成の場合にご記入願います。

他協会の保証利用	1 無 ② 有 (東京 信用保証協会)
	(信用保証協会)

保証協会加入希望	保証協会団体信用生命保険(略称「保証協会団信」)
加入希望の有無	1 無 ② 有

※ 「保証協会団信」の加入の有無と、保証の諾否・金額査定はまったく関係ありません。

※ 赤線で囲んでいる部分は記入漏れが多いので注意してください。

申込 人 (企 業) 概 要

平成
西暦

21 年 2 月 1 日

※前回保証利用後、変化のない項目は、記入を省略して結構です(初めてのお申込みの場合は、全項目記入してください)。

申 込 人 (企 業) の 概 要	創業年月 (開業)	西暦	1	明治	2	明	3	大	4	昭	5	平	5	年	4	月
	申込 人 (企 業) の 沿革、特色、最近の動向等 (沿革) 昭和 6 1 年 4 月 代表者の営業基礎を引き継ぎ、平成 2 年 4 月 本社ビル竣工、 平成 1 0 年 4 月 唐津支店開設、平成 1 2 年 4 月 東京営業所開設 (特色) 九州一円の調剤薬局や病院向けに処方用の医薬品を取り扱っている。 (最近の動向等) 薬価の引き下げ等当社を取り巻く環境は厳しさを増しているが、 物流システムの合理化等により収益確保に努めている。															

経 営 者 略 歴	生 年 月 日	西暦	1	明	2	大	3	昭	4	平	1	9	年	1	月	1	日
	○○大学薬学部卒業後、医薬品卸の熊本商事に 1 4 年間勤務 昭和 5 5 年 4 月 佐賀市で独立開業																

特 許	特許保有	① 無	2 有	認 証 ・ 資 格	認証または申込人国家資格	平成 1 5 年 4 月 ISO 1 4 0 0 1 認証取得
	登録番号 (内容)					

取 引 先 状 況	主 な 販 売 先	会社名	構成比 (%)	回収条件			主 な 仕 入 先	会社名	構成比 (%)	支払条件		
				現金 (%)	手形 (%)	回収サイト (日)				現金 (%)	手形 (%)	支払サイト (日)
		福岡薬局	3 0	3 0	7 0	1 2 0		東京製薬	4 0	0	1 0 0	9 0
		長崎薬局	3 0	3 0	7 0	1 2 0		大阪薬品	1 5	0	1 0 0	9 0
		熊本病院	1 0	5 0	5 0	9 0		名古屋薬品	1 5	0	1 0 0	9 0
		大分病院	1 0	0	1 0 0	9 0		九州製薬	1 5	1 0 0	0	0
		その他	2 0	0	1 0 0	9 0		その他	1 5	1 0 0	0	0

所有不動産有無	1 無	② 有					
所 有 不 動 産 概 要	種類	所在地	名義人	土地		建物	時価
	本 社	佐賀市松原 1 - 2 - 3 5	代表者外、 当社	自己所有	借地	30,000	150
				㎡	㎡		
	営業所						
	工場・店舗						
自宅							
その他							
						時価合計	150 百万円
						債務(借入)合計	120 百万円

※ オレンジの線で囲んでいる部分は必ず記入してください。

保 証 人 等 明 細 平成

21年 2月 1日

西暦

種 別	① 連帯保証人 2 物上保証人	
申込人関係	① 代表者 2 役員 3 事業承継予定者 4 親族(同一生計) 5 親族(同一生計外) 6 友人・知人 7 関連法人 8 その他()	
氏 名 または 法人名	フリガナ サガ タロウ 佐賀 太郎 ① 男 2 女 (63才)	生 年 月 日 ま た は た 日 設 立 年 月 日 西暦 明 大 昭 平 19年 1月 1日
住 所	〒 840-8689 フリガナ サガシ マツバラ 佐賀市松原一丁目2番35号 〒(0952) 24 - 4341	
職 業	1 会社員 2 公務員 ③ 自営(当社代表) 4 その他() 年 収 20 百万円	
保有資産状況	所有不動産 1 無 ② 有 土地 722 m ² 建物 m ²	
	所在地 佐賀市松原一丁目2番35号 (持分2分1)	時価合計 60 百万円 預金・その他 50 百万円 負債残高 40 百万円

種 別	1 連帯保証人 ② 物上保証人	
申込人関係	1 代表者 2 役員 3 事業承継予定者 ④ 親族(同一生計) 5 親族(同一生計外) 6 友人・知人 7 関連法人 8 その他()	
氏 名 または 法人名	フリガナ サガ ハナコ 佐賀 花子 1 男 ② 女 (61才)	生 年 月 日 ま た は た 日 設 立 年 月 日 西暦 明 大 昭 平 20年 10月 10日
住 所	〒 840-8986 フリガナ サガシ マツバラ 佐賀市松原一丁目2番35号 〒(0952) 24 - 4341	
職 業	1 会社員 2 公務員 3 自営() ④ その他(無職) 年 収 0 百万円	
保有資産状況	所有不動産 1 無 ② 有 土地 722 m ² 建物 m ²	
	所在地 佐賀市松原一丁目2番35号 (持分2分1)	時価合計 60 百万円 預金・その他 15 百万円 負債残高 0 百万円

種 別	1 連帯保証人 2 物上保証人	
申込人関係	1 代表者 2 役員 3 事業承継予定者 4 親族(同一生計) 5 親族(同一生計外) 6 友人・知人 7 関連法人 8 その他()	
氏 名 または 法人名	フリガナ _____ 1 男 2 女 (才)	生 年 月 日 ま た は た 日 設 立 年 月 日 西暦 明 大 昭 平 年 月 日
住 所	〒 □□□-□□□□ フリガナ _____ 〒() -	
職 業	1 会社員 2 公務員 3 自営() 4 その他() 年 収 百万円	
保有資産状況	所有不動産 1 無 2 有 土地 m ² 建物 m ²	
	所在地	時価合計 百万円 預金・その他 百万円 負債残高 百万円

※ 赤線で囲んでいる部分は記入漏れが多いので注意してください。

信用保証依頼書



21年 2月 1日

佐賀県信用保証協会 行

西暦

本申込について、審査の結果、貸付を適当と認めますので、保証制度要綱および同事務取扱要領を遵守のうえ信用保証を依頼します。

金融機関本・支店名		金融機関コード		9 9 9 9 - 9 9 9		代理貸		
代表者名		若楠銀行 佐賀支店		電話番号 (0952) 〇〇 - 〇〇〇〇		FAX番号 (0952) △△ - △△△△		
E-mail		パスワード		E-mail		パスワード		
申込人	協会顧客番号	1101234		担当部署・担当者		玄海		
	フリガナ	カ) サガショウテン		不在時連絡者		筑紫		
(株)佐賀商店		保証制度(略称)		普通保証		責任共有無 対象 有(①部分保証 ②負担金)		
貸付金額	①個別	500000000		貸付予定日		年 月 日		
	②極度			期間または期日		か月、または 年 月 日		
貸付用途	1 運転 2 設備 ③ 運転・設備		貸付利率		1 固定 ② 変動		年 1.9%以内	
貸付形式	① 証書 2 手形 3 手形割引 4 公正証書 5 当貸(貸付専用型) 6 当貸(カードローン型)							
	区分	1 一括 ② 元金均等 3 元利均等(ローン) 4 不均等 5 当貸随時 6 当貸約定 7 商手落込						
返済方法	1 か月目から ③ 3 か月目まで 1 か月毎 595,000円							
	返済条件	か月目まで か月毎 円		初回・最終		615,000円		
返済条件	年 月 日から か月毎 日に		円		円		円	
	(不均等)							
この貸付で完済する保証がある場合	保証番号	県小規模一般〇〇〇〇〇						
	割引手形残高有無	1 無 2 有 ※手割根保証を更新する場合は、ご記入ください。		保証料返戻預金口座		種類 1 当座 ② 普通		口座番号 1 2 3 4 5 6 7
連帯保証人	保証人等明細に記入のとおりとします。							
担保有無	1 無 ② 有		担保種類 ① 不動産 2 有価証券 3 商手 4 売債 5 その他()					
設定区分	1 協会 ② 金融機関		担保流用区分 1 新規 ② 既存(同条件) 3 既存(変更)					
備考(担保明細等)	※新規設定の場合は、必ず「不動産登記簿謄本」等の資料を添付してください。既存(変更)の場合は、以下に内容等をご記入願います。 なお、担保番号や保証番号が分かる場合にはご記入願います。							
	第1順位(根)50百万円のうち、30百万円を適用する。 ただし、20百万円はプロパー優先。							

当店取引状況	18年 10月 31日現在の残高 (取引開始 預金 555年 4月/融資 555年 10月)								
	当座	10,800千円	区分	プロパー	保証協会付	保金状況	取引振)		
預金	普通	31,200千円	融資	貸付	150,000千円	75,000千円	不動産	123,456千円	① 優良
	定期性	10,000千円		割引	130,000千円	60,000千円	預金	10,000千円	2 良
	その他	20,000千円		その他	0千円		その他		3 普通
	合計	72,000千円		合計	280,000千円	135,000千円	合計	133,456千円	4 新規

申込状況	申込(代表者)の事業経験・業界知識		金融機関所見
	① 十分ある 2 普通 3 やや不足している		
事業の将来性	1 有 ② やや有 3 横道 4 下降・後退		※最近の業況、返済能力、経営者の人物、取組方針等
	申込(代表者)の計数観念(決算・業績把握度)		
立地条件(商業・サービス業)、取引先状況(製造業ほか)	① 十分に有 2 普通 3 やや不足している		・営業車(5台)買い換え資金と商品仕入れ資金として申し込み。
	1 良好 ② 普通 3 不良		
今期中の黒字	1 発生していない ② 発生した(相手先 佐賀薬局 5,000千円)		・主要な販売先と共同で受発注システムを構築するなど物流システムの合理化に努め経営意欲も十分。

提出書類一覧表

保証申込時に提出していただく書類一覧

書類名		提出頻度	留意事項
通常申込み時に必要な書類	信用保証委託申込書	○	
	信用保証依頼書	○	金融機関にて協会制度の申込時に添付願います
	信用保証委託契約書	○	日付欄には記入日を記載頂き、印鑑登録されている実印を押印願います
	個人情報の取扱いに関する同意書	○	保証申込の関係者(本人、連帯保証人、担保提供者等)から個別に提出願います
	確定申告書(写)、決算書(写)	●	直近3期分(税務署受付印、勘定科目明細のあるもの)が必要です ただし、前回までの利用時に提出済の場合や業歴が満たない場合には不要です また、必要に応じ原本やそれ以前の申告書を確認させていただく場合もあります
	残高試算表	●	決算期から6ヶ月以上経過している場合、提出していただきます
	商業登記簿謄本、定款(写)	●	
印鑑証明書	●	申込人(法人・個人)および連帯保証人について、最近3ヶ月以内のものが各1通必要です	
設備資金の場合	見積書(写)		建物の建築、機械等の設備の場合に必要となります。
	建築確認申請書(写)		原則として、申込人が建築申請人である必要があります。
	契約書(写)		

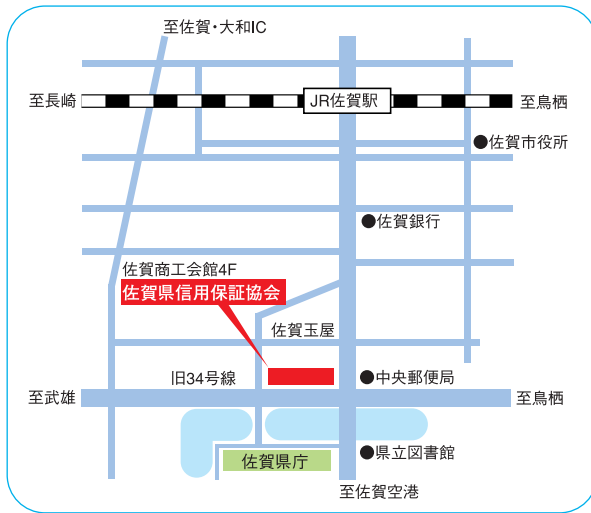
※○は保証申し込みの都度、毎回必要となる書類です

●は新規申込および変更時に必要となる書類です



担保提供時やその他必要に応じて提出していただく書類一覧

書 類 名		留 意 事 項																		
担保提供等をしていただく場合	不動産登記簿謄本	新規担保提供時に最新のものを提出願います。 なお、前回保証と同一根抵当権設定登記条件の場合は不要です。																		
	公図(地積・測量図)																			
	建物図面・各階平面図																			
	住宅地図(所在地略図)																			
	固定資産評価証明書	申込の際に、協会設定の担保がある場合に提出願います。																		
	金融機関所定の担保明細資料	金融機関設定の担保を保証条件とさせていただきます場合に提出願います。																		
	農地転用許可証(写)	建築店舗・工場等の予定地が現状「農地」である場合に提出願います。																		
	土地賃貸借契約書(借地契約書)	店舗確認や設備計画確認の際、所在地が借地の場合に必要となります。																		
	承諾書																			
	地代領収書																			
先行する租税債権がないかどうかの確認資料	新規担保提供時に所得税・消費税の納税証明書その3を提出願います。																			
その他必要に応じて提出していただく書類	納税証明書または納付書	法人の場合は、法人税または事業税の証明書(写しは不可) 個人の場合は、所得税または事業税の証明書が必要となります。 ただし、どちらの証明書も添付できない場合には、住民税の証明書が必要となります。 ※この場合は、原則として事業による所得割のあるもの(写しは不可) なお、同一納付期間の申込で、前回までの利用時に提出済みの場合には不要です。																		
	許認可証(写)等	事業に必要な許認可証等(主たる事業の本母店の一店舗)の写しを添付願います。 ただし、資金使途が特定の事業に係るものである場合には、当該事業に係る許認可証等の写しを添付願います。 なお、すでに提出済みで、その許認可証等有効期間内である場合には添付不要です。																		
	従業員確認資料 従業員数が右記の場合、確認資料は原則として次の(1)(2)いずれかが必要となります。 (1) 労働保険概算・増加概算確定保険料申告書(写) (2) 社会保険庁等公的機関による証明書 ただし、この書類を提出できない場合は、次のいずれかの書類(写)を提出願います。 (ア) 法人の事業概況説明書 (イ) 健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届総括表 (ウ) 給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書 (エ) 賃金台帳	保証申込時に当該資本金を超えており、従業員数が次表に該当する場合は、従業員数の確認資料が必要となります。																		
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>業 種</th> <th>資本金</th> <th>従業員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業等</td> <td>3億円超</td> <td>270人超</td> </tr> <tr> <td>卸売業</td> <td>1億円超</td> <td>90人超</td> </tr> <tr> <td>小売業</td> <td>5,000万円超</td> <td>45人超</td> </tr> <tr> <td>サービス業</td> <td>5,000万円超</td> <td>90人超</td> </tr> <tr> <td>政令特定業種</td> <td colspan="2">該当する資本金を超え、かつ、従業員数が定められた従業員数の9割を超えているもの</td> </tr> </tbody> </table>	業 種	資本金	従業員数	製造業等	3億円超	270人超	卸売業	1億円超	90人超	小売業	5,000万円超	45人超	サービス業	5,000万円超	90人超	政令特定業種	該当する資本金を超え、かつ、従業員数が定められた従業員数の9割を超えているもの	
業 種	資本金	従業員数																		
製造業等	3億円超	270人超																		
卸売業	1億円超	90人超																		
小売業	5,000万円超	45人超																		
サービス業	5,000万円超	90人超																		
政令特定業種	該当する資本金を超え、かつ、従業員数が定められた従業員数の9割を超えているもの																			
	外国人登録原票記載事項証明書	代表者または連帯保証人が外国人である場合に必要となります。																		



SagaGuarantee 佐賀県信用保証協会

〒840-8689 佐賀市松原1丁目2番35号 佐賀商工会館4階

TEL 総務部 0952-24-4340
業務一課 0952-24-4342
業務二課 0952-24-4343
管理部 0952-24-4344

FAX 総務部 0952-23-3532
業務部 0952-24-5698
管理部 0952-29-4877

ホームページ <http://www.saga-cgc.or.jp>